産業衛生レポート

No.524

2023 年 5 月号　　パナソニック健康保険組合　産業衛生科学センター

メ　モ
3 日　憲法記念日
4 日　みどりの日
5 日　こどもの日

労働災害防止計画について

～2023 年 4 月から第 14 次労働災害防止計画が始まります～

（令和 5 年 3 月 8 日　厚生労働省発表）

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

厚生労働省は、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた 2023 年 4 月～2028 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする「第 14 次労働災害防止計画」を 3 月 8 日に策定しました。

【第 14 次労働災害防止計画が目指す社会】

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、ＶＲ（バーチャル・リアリティ）やＡＩ等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.(移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

詳細は以下の（計画の本文）（計画の概要）を確認してください。

（計画の本文）PDF　　（計画の概要）PDF

(通達)第 14 次労働災害防止計画の策定について

労働災害防止計画について ｜厚生労働省（mhlw.go.jp）

令和５年度「全国安全週間」を７月に実施

～令和５年度のスローガンを決定～

（令和５年４月４日　厚生労働省発表）

厚生労働省では７月１日から１週間、「全国安全週間」を実施します。

令和５年度の「全国安全週間」スローガン：高める意識と安全行動　築こうみんなのゼロ災職場

今年で 96 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和４年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業４日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年３月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和５年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和５年度は、「高める意識と安全行動　築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。厚生労働省では、７月１日（土）から７日（金）までを「全国安全週間」、６月１日（木）から 30 日（金）までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

詳細は以下よりご確認ください。

(別添資料)令和5年度全国安全週間実施要綱[PDF:291KB]

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

～有害物の有害性等の掲示関係～

（令和５年３月 30 日　厚生労働省令第 38 号）

石綿裁判の最高裁判決を受け、請負人または請負人の労働者への配慮義務等を追加した労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 82 号）の一部を改正する省令に関して、特化則第 38 条の３について改正内容の一部誤りの補正を実施した。

昭和 47 年労働省告示第 123 号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件

（令和５年３月 30 日　厚生労働省告示第 113 号）

有機溶剤中毒予防規則第 24 条第１項の規定により掲示すべき事項等の告示を令和５年３月 31 日で廃止した。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

（令和５年４月 21 日　厚生労働省令第 69 号）

有害物の取り扱い作業場に関わる物質の名称や有害性、取り扱い上の注意等の掲示に関する改正を実施した。

【省令改正等のポイント】（【別添３参照】）

1　改正の概要

（1）特定化学物質障害予防規則における有害性等の掲示の対象物質については、特定化学物質のうち、特化則第 38 条の３に規定する特別管理物質に限定されているが、有害性等に関する掲示の対象物質を全ての特定化学物質に拡大する。

（2）有機溶剤中毒予防規則第 24 条第１項の掲示方法等について、最新のデジタル技術等を活用するため、掲示の方法を限定しないこととするための所要の改正を行う。

2　公布日・施行日

施行日：令和５年 10 月１日（１（２）は令和５年３月 31 日で廃止）

詳細は以下を確認してください。

- 【別添3】有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等の概要[PDF 形式:2.2MB]
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和5年3月 30 日厚生労働省令第 38 号)
- 昭和四十七年労働省告示第百二十三号(有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件)を廃止する件(令和5年3月 30 日厚生労働省告示第 113 号)
- 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(令和5年4月 21 日厚生労働省令第 69 号)

労働安全衛生規則第 592 条の８等で定める有害性等の掲示内容について

（令和５年３月 29 日　厚生労働省基発 0329 第 32 号）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 82 号）により、有害物の有害性等に関する掲示内容の見直しを行ったところである。有害物ごとに掲示すべき内容については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和４年４月 15 日付け基発 0415 第１号）の第３の１（４）イ（ア）において別途示すこととしていたところであるが、今般、当該内容については下記のとおりとするので、その施行に遺漏なきを期されたい（施行：令和５年４月１日）。

1　掲示の記載内容について

（1）疾病の種類について

労働安全衛生規則第592条の８、有機溶剤中毒予防規則第24条第１項、鉛中毒予防規則第51条の２、四アルキル中毒予防規則第21条の２、特定化学物質障害予防規則第38条の３、第38条の17第１項第２号、第38条の18第１項第２号及び第38条の19第１項第18号、粉じん障害防止規則第23条の２並びに石綿障害予防規則第34条（以下「安衛則第592条の８等」という。）に基づき掲示の対象となる物質（以下「掲示対象物質」という。）により「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア　労働基準法施行規則別表第一の二（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジンを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第７号１の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウムを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第７号６の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

イ じん肺法施行規則第１条に基づく方法

粉じん則第23条の２の規定に基づく掲示については、「じん肺」及びじん肺法施行規則第１条各号に掲げる合併症を記載する方法

ウ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第２条第２項に基づく方法

石綿則第 34 条の規定に基づく掲示については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第２条第２項各号に掲げる石綿関連疾病を記載する方法

エ 労働基準法施行規則別表第１の２第４号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病（平成 25 年厚生労働省告示第 316 号。以下「疾病告示」という。）に基づく方法

疾病告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてアンモニアを製造し、又は取り扱う場合は、「皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害」と記載

オ 日本産業規格Ｚ7252（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）に定める方法により国が行う化学物質の危険性及び有害性の分類（以下「化学品分類」という。）の結果に基づく方法

化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてオルト-トルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果は「区分１（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分３（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分１（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載

カ 特殊健康診断の対象となる物質名等に基づく方法

アからオまでの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、事業場において、特化則第39条第１項等の特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特化則第２条第１項第６号の第三類物質等の特別規則で定められる物質であって特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

例：事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載

キ アからカまでの方法のうち、掲示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（２）疾病の症状について

掲示対象物質により生ずるおそれのある疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。

ア 疾病告示に基づく方法

疾病告示の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

例：事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

イ 特殊健康診断の項目の自他覚症状に基づく方法

特化則別表第３及び第４等の特別規則で定める特殊健康診断における自他覚症状を記載する方法

例：事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自他覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

ウ 有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号。令和5年3月31日廃止。以下「旧告示」という。）に基づく方法

旧告示第１号（１）から（４）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

エ じん肺法施行規則様式第３号の自覚症状に基づく方法

粉じん則第 23 条の２の規定に基づく掲示については、じん肺法施行規則様式第３号の自覚症状の欄に記載されている症状（呼吸困難、せき、たん、心悸亢進等）を記載する方法

オ アからエまでの方法のうち、掲示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（3）取扱い上の注意事項について

安衛則第 592 条の８等（有機則第 24 条第１項を除く。）に基づく「取扱い上の注意事項」については、労働安全衛生法第 57 条の２第１項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格Ｚ7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に基づく安全データシート（以下「SDS」という。）における「項目７ 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があること。

有機則第 24 条第１項の規定に基づく掲示については、旧告示第２号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、法第 57 条の２第１項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又は SDS における「項目７ 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載すること。

ア 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。

イ 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

（4）中毒が発生したときの応急処置について

有機則第 24 条第１項に基づき掲示する必要のある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第３号に掲げる以下の内容を記載すること。

ア 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管 理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

イ 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

エ 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。

（5）使用すべき保護具の掲示について

安衛則第 592 条の８等に基づく「使用すべき保護具」等については、法第 57 条の２第１項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又は SDS における「項目８ ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

なお、使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましいこと。使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましいこと。

２ 掲示方法について

安衛則第 592 条の８等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

３ その他

１（1）及び（2）の「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定であるので、参考にされたい。

詳細は以下をご確認ください。
労働安全衛生規則第 592 条の８等で定める有害性等の掲示内容について（令和５年３月 29 日基発 0329 第 32 号）

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

（令和５年４月 20 日　厚生労働省基発 0420 第２号）

職場における騒音については、有害な作業環境の１つとして、健康障害防止のため、労働安全衛生規則の規定により、所定の作業場における作業環境測定の実施、騒音を発する場所の明示、騒音の伝ぱ防止、保護具の備え付け等を義務付けるとともに、平成４年 10 月１日付け基発第 546 号「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」において、事業 者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策を体系化した「騒音障害防止のためのガイド ライン」（以下「旧ガイドライン」という。）を定め、その定着を図ってきたところである。

しかしながら、騒音障害防止対策は、その取組が進んでいる業種はあるものの、騒音障害防止対策の対象となる作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要がある。 また、旧ガイドライン策定後における技術の発展や知見の蓄積もあることから、これらも踏まえ、従来からの騒音障害防止対策を見直し、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂した。

ついては、関係事業場に対し、あらゆる機会を通じて本ガイドラインの周知を図るとともに、必要に応じて労働災害防止団体等と連携し、騒音障害防止対策の一層の推進に遺憾なきを期されたい。なお、平成４年 10 月１日付け基発第 546 号「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」は、本通達をもって廃止する。

別添

騒音障害防止のためのガイドライン

１ 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法令に基づく措置を含め、騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

２ 騒音作業

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第１及び別表第２に掲げる作業場における業務とする。

なお、別表第１及び別表第２に掲げる作業場以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講ずることが望ましい。

３ 事業者の責務

別表第１又は別表第２に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。） は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、 騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

４ 機械設備等製造業者の留意事項

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計及び製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましい。

５ 労働衛生管理体制

⑴　騒音障害防止対策の管理者の選任

事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者（以下「管理者」という。）を選任し、本ガイドラインで定める事項に取り組ませること。

⑵　元方事業者の責務

建設工事現場等において、元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定め る事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。

6 作業環境管理

⑴　別表第１に掲げる作業場

ア 事業者は、別紙１「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、評価、措置及び記録を行うこと

イ 事業者は、測定を６月以内ごとに１回、定期に行うこと。ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

⑵　別表第２に掲げる作業場

ア 屋内作業場

(ｱ)　事業者は、別紙１「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、評価、措置及び記録を行うこと。

(ｲ)　騒音源が移動する場合等においては、(ｱ) に代えて、別紙３「個人ばく 露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる。

(ｳ)　事業者は、測定を６月以内ごとに１回、定期に行うこと。ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85dB 未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。

(ｴ)　(ｳ) の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

イ 坑内の作業場

(ｱ)　事業者は、別紙２「定点測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うこと。

(ｲ)　騒音源が移動する場合等においては、(ｱ) に代えて、別紙３「個人ばく 露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる。

(ｳ)　事業者は、測定を６月以内ごとに１回、定期に行うこと。ただし、等価騒音レベルが継続的に 85dB 未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。

(ｴ)　(ｳ) の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した 場合は、その都度、測定を行うこと。

ウ 屋外作業場

(ｱ)　事業者は、別紙２「定点測定による等価騒音レベルの測定」又は別紙３「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うこと。

(ｲ)　地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所については、(ｱ) に代えて、別紙４「等価騒音レベルの推計」に基づき、騒音レベルを推計し、その推計値を測定値とみなして、措置及び記録を行うことができる。

(ｳ)　事業者は、測定を６月以内ごとに１回、定期に行うこと。ただし、等価騒音レベルが継続的に 85dB 未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。

(ｴ)　(ｳ) の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

7 作業管理

⑴　聴覚保護具の使用

ア 事業者は、聴覚保護具については、日本産業規格（JIS）T8161-1 に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値のものを選定すること。なお、危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮すること。

イ 事業者は、管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認すること。

⑵ 作業時間の管理事業者は、作業環境を改善するための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分とならない場合又は等価騒音レベルが 85 dB未満とならない場合は、次の表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討すること。

表　等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準

等価騒音レベル（dB）	85	86	87	88	89	90	91	92
1 日のばく露時間	8 時間 00 分	6 時間 20 分	5 時間 02 分	4 時間 00 分	3 時間 10 分	2 時間 30 分	2 時間 00 分	1 時間 35 分
等価騒音レベル（dB）	93	94	95	96	97	98	99	100
1 日のばく露時間	1 時間 15 分	1 時間 00 分	0 時間 47 分	0 時間 37 分	0 時間 30 分	0 時間 23 分	0 時間 18 分	0 時間 15 分

※　日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022 年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表 V1-2. 騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

8 健康管理

⑴ 騒音健康診断

ア 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対しその雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

① 既往歴の調査
② 業務歴の調査
③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
④ オージオメータによる 250 ヘルツ、500 ヘルツ、1,000 ヘルツ、2,000 ヘルツ、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツ及び 8,000 ヘルツにおける聴力の検査
⑤ その他医師が必要と認める検査

イ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、６月以内ごとに１回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85 dB未満である場所において業務に従事する労働者については、省略することができる。

① 既往歴の調査
② 業務歴の調査
③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
④ オージオメータによる 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査
（1,000 ヘルツについては 30dB、4,000 ヘルツについては 25dB 及び 30dB の音圧での検査）

事業者は、上記の定期健康診断の結果、30dB の音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による二次検査を行うこと。なお、雇入時等健康診断又は過去の二次検査の結果、前駆期の症状が認められる者及び聴力低下が認められる者については、上記④の選別聴力検査を省略して、二次検査を行うこととして差し支えない。

① オージオメータによる 250 ヘルツ、500 ヘルツ、1,000 ヘルツ、2,000 ヘルツ、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツ及び 8,000 ヘルツにおける聴力の検査
② その他医師が必要と認める検査

⑵ 騒音健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果の評価に基づき、次に掲げる措置を講ずること。

ア 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、第Ⅱ管理区分に区分された

場所又は等価騒音レベルが 85dB 以上 90dB 未満である場所においても、聴覚保護具を使用させるほか、必要な措置

イ 中等度以上の聴力低下が認められる者に対しては、聴覚保護具を使用させるほか、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換その他必要な措置

⑶ 騒音健康診断結果の記録及び報告

事業者は、健康診断を実施したときは、その結果を記録し、５年間保存すること。 また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

9 労働衛生教育

⑴ 管理者に対する労働衛生教育

事業者は、管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

① 騒音の人体に及ぼす影響

② 適正な作業環境の確保と維持管理

③ 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善

④ 関係法令等

⑵ 騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85 dB未満である 場所において業務に従事する労働者については、当該教育を省略することができる。

① 騒音の人体に及ぼす影響

② 聴覚保護具の使用

10 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法第 88 条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第１又は別表第２に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

詳細は以下のガイドライン（本文）（別表）（別紙）（解説）よりご確認ください。

【統合版】　【通達】騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について[PDF 形式:478KB]

【分割版】　騒音障害防止のためのガイドライン(本文)[PDF 形式:197KB]

騒音障害防止のためのガイドライン(別表)[PDF 形式:201KB]

騒音障害防止のためのガイドライン(別紙)[PDF 形式:247KB]

騒音障害防止のためのガイドライン(解説)[PDF 形式:379KB]

【リーフレット】 リーフレット～騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました～[PDF 形式:418KB]

【パブコメ結果】PcmFileDownload (e-gov.go.jp)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について

（令和５年３月 31 日　厚生労働省基発 0331 第１号）

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年９月１日健康保持増進のための指針公示第１号。以下「指針」という。）について、別紙１のとおり指針の改正を行い、令和５年４月１日から適用することとした。改正後の指針は別紙２のとおりであり、改正の趣旨及び内容は下記のとおりである。

１ 改正の趣旨

加齢に伴う筋力や認知機能等の低下が転倒等の労働災害リスクにつながることや「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号）等を踏まえ、労働者の健康状況の継続的な把握等、労働者の高齢化を見据えた取組について明確化するため、指針の改正を行ったものである。

また、40 歳未満の労働者について、事業者と医療保険者が連携して健康保持増進対策をより効果的に推進できるよう、指針について所要の改正を行ったものである。

２ 改正の内容

筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握し、自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、加齢による心身の衰えを確認するフレイルチェック等の健康測定の実施や保健指導への活用が考えられる旨規定するもの。

また、健康保持増進対策の考え方として、事業者は医療保険者と連携したコラボヘルスを積極的に推進すること、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の記録等を積極的に医療保険者と共有すること及び当該記録等は電磁的な方法による保存・管理が適切であることを明確化したもの。

詳細は以下よりご確認ください。

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について（令和5年3月 31 日基発 0331 第1号）（PDF,712KB）